

【学内募集×切】2025年12月5日(金)17時
応募書類一式(原本)を学務部国際教育推進課窓口に提出してください。
なお、応募者数が複数名だった場合は、学内選考により推薦者1名を決定します。

2026年度 海外留学奨学生の募集要項 <公益財団法人 浦上奨学会>

公益財団法人浦上奨学会(以下「当会」という)では、修学・研究のために海外留学を希望する者のうち、経済的援助を必要とする優れた人材に奨学金を給付して海外留学を支援します。
2026年度海外留学奨学生の募集要項は下記のとおりです。

1. 奨学金概要

給付月額: 10万円

一時金額: 20万円

給付期間: 6ヵ月以上12ヵ月以内

- ・審査により24ヵ月まで延長可とする。
- ・給付期間は履修期間とする。
- ・1ヵ月に満たない期間は切り上げて1ヵ月とする。

支給方法: 留学前に一括して本人名義の日本国内の口座に振り込む

2. 応募資格

以下の各項目にいずれも該当する人

- ① 日本の国籍を有する広島県出身の大学院生、大学生
- ② 下記指定8大学の理工系、農学系、医学系等の理系科目を専攻している人
京都大学、大阪大学、岡山大学、広島大学、山口大学、愛媛大学、
九州大学、早稲田大学
- ③ 2026年度(2026年4月～2027年3月)に留学することが決定または内定している人
- ④ 留学先の履修期間が6ヵ月以上12ヵ月以内の人(目的が学位取得等の場合は24ヵ月以内)
- ⑤ 学業、人物とも優秀で心身ともに健康であり、大学長の推薦が受けられる人
- ⑥ 海外留学のため経済的支援を必要とする人
- ⑦ 当会の各種奨学生に採用された実績のない人

3. 併給・併願

- (1) 他の海外留学奨学金(トビタテ!留学JAPANを含む)との併願、併給は不可。
- (2) 海外留学奨学金以外の奨学金(貸与、給付)との併願、併給は可。

4. 本年度の募集概要

秋季募集: 2025年10月1日(水)～~~2025年12月26日(金)~~

【学内募集×切】2025年12月5日(金)17時

春季募集: 2026年3月2日(月)～2026年5月29日(金)

※ 秋季募集で募集人員に達した場合、春季募集は行いません。

募集人員: 4名程度(各大学1名まで)

5. 応募方法

- (1) 下記応募書類は大学の奨学金担当部署経由で、送信先へメールにて提出してください。
- (2) 全ての書類を1ファイルにまとめてPDFにしてください。
- (3) ファイル名は「海外留学奨学生応募書類(大学名・氏名)」としてください。
- (4) ファイルは大学の方法で暗号化し送信してください。復号方法は別途連絡してください。

【応募書類】

- ① 海外留学奨学生願書(パソコン入力可、応募者の署名は自筆、顔写真は貼付け)
- ② 海外留学奨学生推薦書(パソコン入力可、在学大学の学長(学部長)印は押印)
- ③ 海外留学計画書
- ④ 留学先の大学等が発行する受け入れ証明書(受け入れ確定後の提出で可)
- ⑤ 在学大学の成績証明書

応募書類②について:

- ・推薦初見は指導教員にご依頼の上、所属学部長名で押印いただくこと。
- ・「奨学金ご担当者」の欄は空欄のまま提出すること。

⑥ 在学証明書

⑦ 本人および保護者の所得証明書（源泉徴収票ではない）

※ ①②③は当会ホームページよりダウンロードし、必要事項を入力してください。

6. 書類の送信先

送信先： urakamishougakukai@ryobi-group.co.jp
公益財団法人 浦上奨学会 事務局宛

7. 選考・採用

- (1) 書類選考および面接（オンラインを含む）のうえ、理事会で決定する。
- (2) 選考結果は大学の奨学金担当部署を通じて通知する。

8. 奨学生の義務

奨学生は次に定める義務を履行する必要があります。

- (1) 留学期間の最初と最後および中間時に、近況レポートを提出すること
（様式、文字数は問わない。メールにて提出）
- (2) 留学終了時には、在籍期間および留学の修了を証明する書類を提出すること
- (3) 下記の場合、当会へ届け出ること
 - ① 留学先で休学するとき
 - ② 留学先で転学するとき
 - ③ 留学予定期間を切り上げて帰国するとき
 - ④ 大学より停学処分を受けたとき
 - ⑤ 退学するとき
 - ⑥ 当会に登録した情報等（氏名、住所、電話番号、メールアドレス、振込口座等）に変更があったとき

9. 奨学金の打ち切り

以下の場合、奨学金の給付を打ち切り、または返還してもらうことがあります。

- ① 提出書類の記載事項に虚偽があったとき
- ② 当会からの依頼事項に関し、重ねて提出期限を遵守できなかったとき
- ③ 受給期間中に留学先を休学、転学または長期欠席したとき
- ④ 上記「奨学生の義務」に記載した奨学生としての義務を怠ったとき
- ⑤ 前各号のほか、海外留学奨学生として適当でない事実があったとき

10. 対象となる留学

- (1) 海外渡航を伴う留学を対象とする。
- (2) 留学先の受け入れ証明があっても、日本におけるオンライン履修は対象としない。

11. 個人情報の取り扱い

応募の際に提出していただく個人情報は、奨学生の選考以外には一切使用しません。
提出された書類は返却しません。

※不明な点は当会へお問い合わせください。（できるだけメールでお願いします）

〒726-8628 広島県府中市目崎町 762

公益財団法人 浦上奨学会 事務局：山下

T E L (0847) 41 - 1140

メールアドレス urakamishougakukai@ryobi-group.co.jp

以 上